

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学时)	氏名
行政法			

評価(ABCD)
B

問題1. (1)

1. 本件決定が取消訴訟の対象である処分であるか。(行政事件訴訟法3条4号)

処分とは国又は公営団体の公権力の主体による行使である。

公権力の主体たる国又は公営団体の行為により直接国民の権利

5 義務を形成しその範囲を確定するところがある。

1) 申立ての可否はかかる処分が裁量権による処分であるから、法律上の根拠なく

行われその処分が裁量権によるものであることを主張されることを考慮する

から本件小域の占有許可の目的の申請権が法律上認められるか

が争点となる。

小域の占有許可は裁量権である。

10 2) この点、許可の根拠法として、港湾区法37条には、「申請」という文言がなく、

国民の申請からなるものとする。許可法11条による許可については規定は

公に公表する旨の審査基準があることは、港湾区法が行政手続法

の適用を受け申請に対する処分となる審査基準を定めるところが義務づけられ

て行政手続法5条の適用を受けること前提としていることがわかる。

よく見てみる。

15 また、港湾区法37条の3には、「許可の申請を行うことができる者」という文言があることから同法に許可を受けるための申請権を国民に

あると見ることもできる。

1) したがって、上記Yの主張は認められず、法律上認められ申請権の

基に許可を求めるものであり、かかる許可がなければA港の港湾区

20 域内の小域に^{適法に}占有留する方ができなくなる法的効果

が認められる。したがって許可はYの一方的なものであるから公権力性な

みえる。よって、本件決定は処分であるといえる。

(2)

1. 申請拒否処分の執行停止がなされても、占有許可がなされる効果に

25 なるため、Xは現段階で許可を受けている。2021年3月31日を経過すれば

は適法にA港の港湾区域内の小域に^{適法に}占有留する法的効果

が認められることとなる。よって主張はなされる。

したが、申請拒否処分の実行停止の申立ては認めらる。

2. そこで、事件決定の取消処分に加え、申請を義務付けの許可を併合提起し得るべきである。(行政訴訟法23、37条の3)。具体的には、事件が小域に於いて、後の救済の申立てに後、いつ占有を許可する義務付けの許可を提起するべきである。これ、後の救済の申立てについては、同様に事件が小域にいつ占有を許可する義務付けの申立てをすべきである(37条、5第1項)。

設問2

問題の所収を加工した

1. 手続的違法

良し問題提起してね

10 事件決定が事件小域の占有を不許可とする理由の記載が「港湾の利用権に著しい支障を及ぼすもの(以下2項)」となっており、これは行政手続法8条に反し違法であるか。

前記のようにかかる処分は申請に基づく処分であるから、行政法の適用を受ける。

これ、行政手続法8条の趣旨は、行政の恣意的な行為を抑制すること。

15 理由の~~を~~提示を受けた相手方に対し、不服申立ての便宜を図る点にある。そこで、理由の程度としては、いかなる事実がいかなる根拠法規則の適用され処分されるのか理由を見て~~を~~知りうる程度まで述べた。事件については、不許可事由を上げると条文のみが明示されいかなる事実がこの不許可事由にあるのか明示されることが~~な~~不~~な~~瑕疵がある。

20 要し、かかる瑕疵は、国民の~~適正な~~手続に侵害する行政手続法1条の目的を害するものとする重大な瑕疵であるから、行政手続法8条違反は取消事由にあるとみる。

2. 実体的違法

25 1. 事件決定の理由として「港湾の利用権に著しい支障を及ぼす」とあるが、これは、~~行政手続法8条~~ X 但し事件が小域に管理する権限が不確実な扱いと出ているからである。② 近年大型船舶が増加し、船舶接触事故の危険が増大していることから、「港湾の利用権に著しい支障を及ぼす」として主張するところがある。

しかし、このようにして、船舶等、事故が発生。

30 したが、これにより、主として、船舶の材質構造等により、使用が

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

あつて、①は~~要件~~上に要件にあてはまらない。

②については、~~事実~~事故が起ったところから、Aの管内にはXの会員のXの船舶を輸入しているからXの会員のそのか送迎行為と(この)漁獲の~~行為~~②については上に要件にあてはまらない。

5 したがって、Yの主張は法令の解釈を誤っているものである。

2 また、Yについては事件水残についてAグループを利用すべきであるとして、
いってAグループに利用変更して、一番小の船舶で(夏秋の年間)30万
もの利用料がかかるため、事件水残の利用料は、~~本格的に~~7ヶ月間(1年)の
年間200円であるところから大幅な負担がXにかかる。

10 2. Xの会員の停留している船舶は約160隻だが、Aグループは
約100隻しか、保管金がかかると~~ある~~。Yの担当者は、~~フォロ~~フォロワーの
増加と、~~今後~~今後の増減の予測が不確実であるから信用せず、むしろ第3者の
一としてB株式会社の経営を改善させるため、~~Bが~~Bが運営するA
グループを利用させるようにしている。Yの考えは他事考慮~~ある~~

15 ~~ある~~ 社会的に合理的である。社会的に合理的に欠乏

3. ~~また~~また事件水残についてAグループの、水残利用許可を受けAグループに対して
1年間は継続するもの、XはAグループの扱いに差別的な理由を
示した~~こと~~。同じ事情の下合理的理由なし

20 4. ~~入~~入は30年以内、~~に~~にわたる継続的に利用に基いてこの事実を
考慮している。一点において考慮不十分であり、社会的に合理的に
欠乏している。

以上

25 実質的違法かつ、三級論議で書けるより良かったので
特に、どのような規範で判断するのかわからない
良かったと思う

首肯する意見は、それ以外にない適切なし。 (大)

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。